

市長公室

## 歴 代 市 長

代	氏 名	任 期	摘 要
初代	藤 阪 寅 次 郎	自 昭14. 8. 6 至 昭15. 12. 17	市制施行 昭14. 4. 29
2代	北 村 貞 次	自 昭16. 3. 15 至 昭21. 8. 3	
3代	井 上 道 夫	自 昭21. 10. 2 至 昭21. 11. 28	
4代	武 田 義 三	自 昭22. 4. 5 至 昭26. 4. 4	公選第1回
5代	武 田 義 三	自 昭26. 4. 23 至 昭30. 4. 30	
6代	武 田 義 三	自 昭30. 5. 1 至 昭34. 4. 30	
7代	武 田 義 三	自 昭34. 5. 1 至 昭38. 4. 30	
8代	武 田 義 三	自 昭38. 5. 1 至 昭42. 4. 30	
9代	武 田 義 三	自 昭42. 5. 1 至 昭46. 4. 30	
10代	武 田 義 三	自 昭46. 5. 1 至 昭50. 4. 30	
11代	若 生 正	自 昭50. 5. 1 至 昭54. 4. 30	
12代	若 生 正	自 昭54. 5. 1 至 昭58. 4. 30	
13代	若 生 正	自 昭58. 5. 1 至 昭62. 4. 30	
14代	若 生 正	自 昭62. 5. 1 至 平 3. 4. 30	
15代	若 生 正	自 平 3. 5. 1 至 平 7. 4. 30	
16代	倉 田 薫	自 平 7. 5. 1 至 平11. 4. 30	
17代	倉 田 薫	自 平11. 5. 1 至 平15. 4. 30	
18代	倉 田 薫	自 平15. 5. 1 至 平19. 4. 30	
19代	倉 田 薫	自 平19. 5. 1 至 平23. 4. 30	
20代	倉 田 薫	自 平23. 5. 1 至 平23. 11. 9	
21代	小 南 修 身	自 平23. 12. 25 至 平27. 12. 24	
22代	倉 田 薫	自 平27. 12. 25 至 現 在	

## 職員数・給与等

○ 職員定数及び現員

(平成29年4月1日現在)

区 分	定 数	現 員
議 会 事 務 局	11 人	9 人
市 長 部 局	557	402
上 下 水 道 部 局	105	77
病 院 部 局	492	466
選挙管理委員会事務局	5	3
監 査 事 務 局	4	2
教育委員会事務局	155	108
公平委員会事務局	2	(併任3)
農業委員会事務局	3	(併任3)
消 防 職 員	104	102
計	1,438	1,169

○ 給与と報酬

(1) 級別職員数の状況

(平成29年4月現在)

区分 級別	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	基準となる職務	人員	構成比	基準となる職務	人員	構成比
1 級	一般職員	人 2	% 0.6	一般職員	人 0	% 0.0
2 級	一般職員	97	30.2	一般職員	0	0.0
3 級	主 任	47	14.7	一般職員	13	14.8
4 級	副 主 幹	53	16.5	主 任	11	12.5
				副 主 幹	4	4.5
5 級	主 幹	46	14.3	主 幹	3	3.4
6 級	次長、課長	57	17.8	—	—	—
7 級	技監、理事 部長、参事	10	3.1	—	—	—
小 計 ①	—	312	97.2	—	31	35.2
(注) 3級の2 ②	主 任	9	2.8	一般職員	57	64.8
合 計 ① + ②	—	321	100.0	—	88	100.0

(注) 上記表中級別の3級の2の職員については、平成20年4月1日より、経過措置として条例附則別表第7を適用（平成20年3月議会条例改正）

(2) 初任給基準表 (一般行政職)

(平成29年4月現在)

区 分	級 号 給	給 料
大学卒	2級9号給	191,700 円
短大卒	1級21号給	178,200
高校卒	1級13号給	161,700

(3) 特別職の給料及び報酬

(平成29年4月現在)

区 分	給 料 月 額
市 長	980,000 円
副 市 長	850,000
教 育 長	750,000
病院事業管理者	750,000
上下水道事業管理者	750,000

(平成29年4月現在)

区 分	報 酬 の 額
教 育 委 員 会 委 員	月額 139,000円
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	〃 47,000円
選 挙 管 理 委 員 会 委 員	〃 37,000円
監 査 委 員 (議 員 選 出)	〃 30,000円
〃 (識見を有する者)	〃 125,000円
代 表 監 査 委 員	〃 139,000円
公 平 委 員 会 委 員 長	〃 30,000円
公 平 委 員 会 委 員	〃 26,000円
農 業 委 員 会 会 長	〃 39,000円
農 業 委 員 会 会 長 代 理	〔(議会推薦) 〃 25,000円
	〔(その他) 〃 36,000円
農 業 委 員 会 委 員	〔(議会推薦) 〃 24,000円
	〔(その他) 〃 30,000円
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 長	〃 36,000円
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員	〃 30,000円
投 票 所 の 投 票 管 理 者	日額 13,000円
期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者	〃 11,500円
開 票 管 理 者	〃 10,100円
選 挙 長	〃 11,200円
投 票 所 の 投 票 立 会 人	〃 11,000円
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人	〃 9,800円
開 票 立 会 人	〃 8,900円
選 挙 立 会 人	〃 8,900円
臨時に補充した選挙管理委員の補充員	〃 8,900円
介 護 認 定 審 査 会 委 員	〃 18,000円
障 害 者 給 付 認 定 審 査 会 委 員	〃 18,000円
建 築 審 査 会 会 長	〃 18,000円
建 築 審 査 会 委 員	〃 16,000円
学 校 運 営 協 議 会 会 長	〃 9,400円
学 校 運 営 協 議 会 委 員	〃 8,200円
市の条例により設置する審議会及び 調 査 会 等 の 委 員 長 又 は 会 長	〃 9,400円
市の条例により設置する審議会及び 調 査 会 等 の 委 員 並 び に 専 門 委 員	〃 8,200円

○旅費と費用弁償

(平成29年4月現在)

号	区 分	片道100Km以上の日帰り出張 又は宿泊を伴う出張旅費額					片道100Km 未満の日帰り 出張旅費額	
		鉄 道 賃 等	特 別 車 両 料 金	日 当 (1日 に つき)	宿 泊 料 (1夜 に つき)	食 卓 料 (1夜 に つき)	交 通 費	日 当
								片道50km以上 100km未満 円
1	市長、副市長、病院事業管理者 上下水道事業管理者、教育長 議会議員、教育委員会委員、監査委員 固定資産評価審査委員会委員 選挙管理委員会委員 公平委員会委員、農業委員会委員	運賃及び特別 急行料又は普 通急行料	支給あり (但し、 議員は 支給なし )	円 3,300	円 16,000	円 3,300	最低 賃 実 費	円 1,650
2	行政職の7級 消防職の8級 医療職(1表)の4～6級 " (3表)の8級	"	支給 なし	円 2,800	円 14,000	円 2,800	"	円 1,400
3	行政職の4～6級 消防職の5～7級 医療職(1表)の3級以下 " (2表)の5～7級 " (3表)の5～7級	"	"	円 2,400	円 13,000	円 2,400	"	円 1,200
4	行政職の3級以下 消防職の4級以下 医療職(2表)の4級以下 " (3表)の4級以下	"	"	円 2,200	円 12,000	円 2,200	"	円 1,100

(注) 行政職の3級の2の職員については、平成20年4月1日より、経過措置として行政職の3級の職員とみなす(平成20年3月議会条例改正)

# 広 聴 文 書

## 1. 各種相談と要望、苦情などの処理

- ・法律相談、司法書士相談、行政書士相談、クレジット・消費者金融相談、行政相談、土地家屋調査士相談、阪大生による法律相談、建物相談、不動産取引相談の実施
- ・声のポスト（投書箱）、メール、来庁等による各種要望などの処理、集計、懇談会の実施
- ・市民法律講座の実施

## 2. 情報公開・個人情報運用状況

### 情報公開運用状況

単位：件

年 度	請 求	開 示	一部開示	不開示	不存在	存否拒否	取り下げ
25年度	300	71	187	10	30	0	2
26年度	86	31	35	2	18	0	0
27年度	154	64	46	7	37	0	0
28年度	142	57	44	4	36	0	1

### 個人情報運用状況

単位：件

年 度	請 求	開 示	一部開示	不開示	不存在	存否拒否	取り下げ
25年度	51	49	1	0	1	0	0
26年度	56	47	4	0	5	0	0
27年度	69	63	5	0	1	0	0
28年度	74	62	8	0	4	0	0

## 人口・世帯数の推移

年次	世帯数	人口			人口密度 (人/k㎡)
		総数	男	女	
大正 9年	3,781	17,280	8,566	8,714	782
14年	4,567	20,643	10,408	10,235	934
昭和 5年	5,479	25,437	12,828	12,609	1,150
10年	6,658	31,457	15,753	15,704	1,423
15年	7,528	35,494	17,617	17,877	1,605
20年	9,995	42,733	20,707	22,026	1,933
25年	10,229	45,177	22,006	23,171	2,043
30年	11,344	50,073	24,595	25,478	2,265
35年	15,030	59,688	29,694	29,994	2,700
40年	22,449	82,478	41,556	40,922	3,730
45年	27,422	94,333	47,667	46,666	4,267
50年	30,990	100,268	49,381	50,887	4,535
55年	35,939	101,121	49,980	51,141	4,574
60年	36,629	101,683	50,267	51,416	4,599
平成 2年	39,631	104,218	51,521	52,697	4,714
7年	41,278	104,293	51,409	52,884	4,717
12年	41,801	101,516	49,889	51,627	4,591
17年	43,401	101,616	49,682	51,934	4,596
22年	45,661	104,229	50,721	53,508	4,718
27年	45,777	103,069	49,372	53,697	4,655

(注) 各年次、10月1日現在の国勢調査による。

## 人 口 動 態

(単位：人)

年次	社会動態			自然増減			年間増減
	転入	転出	社会増減	出生	死亡	自然増減	
平成17年	5,686	5,496	190	798	762	36	226
平成18年	6,418	5,501	917	883	715	168	1,085
平成19年	6,533	5,322	1,211	879	683	196	1,407
平成20年	5,114	5,376	△262	897	758	139	△123
平成21年	4,899	4,800	99	881	738	143	242
平成22年	4,777	4,924	△147	883	782	101	△46
平成23年	4,674	5,344	△670	865	777	88	△582
平成24年	6,091	4,912	1,179	852	848	4	1,183
平成25年	4,791	4,921	△130	790	861	△71	△201
平成26年	4,647	4,895	△248	809	915	△106	△354
平成27年	4,841	4,741	100	803	877	△74	26

(注) 転入には職権記載を、転出には職権消除を含む。

平成24年7月9日より外国人登録法が廃止され、住民基本台帳に外国人も登録。



### 産業別15歳以上就業者数

産業分類	平成17年		平成22年		平成27年	
	総数(人)	総数(人)	総数(人)	構成比(%)	総数(人)	構成比(%)
総数	47,144	100.0	45,207	100.0	44,628	100.0
第1次産業	560	1.2	503	1.1	491	1.1
農業、林業	559	1.2	502	1.1	490	1.1
漁業	1	0.0	1	0.0	1	0.0
第2次産業	10,260	21.7	9,066	20.1	8,577	19.2
鉱業、採石業、砂利採取業	10	0.0	3	0.0	3	0.0
建設業	3,024	6.4	2,314	5.1	2,344	5.3
製造業	7,226	15.3	6,749	15.0	6,210	13.9
第3次産業	35,073	74.4	32,546	72.0	32,778	73.4
電気・ガス・熱供給・水道業	187	0.4	226	0.5	228	0.5
情報通信業	-	-	1,380	3.1	1,315	2.9
運輸業、郵便業	3,632	7.7	2,162	4.8	2,176	4.9
卸売業、小売業	11,819	25.1	7,820	17.3	7,023	15.7
金融業、保険業	1,440	3.0	1,411	3.1	1,377	3.1
不動産業、物品賃貸業	1,348	2.9	1,506	3.3	1,525	3.4
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	1,849	4.1	1,812	4.1
宿泊業、飲食サービス業	-	-	2,851	6.3	2,876	6.4
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	1,749	3.9	1,666	3.7
教育、学習支援業	2,871	6.1	2,800	6.2	2,911	6.5
医療、福祉	4,112	8.7	4,625	10.2	5,402	12.1
複合サービス事業	249	0.5	126	0.3	153	0.3
サービス業(他に分類されないもの)	7,729	16.4	2,584	5.7	2,973	6.7
公務(他に分類されるものを除く)	1,686	3.6	1,457	3.2	1,341	3.0
分類不能の産業	1,251	2.7	3,092	6.8	2,802	6.3

\* 産業分類は、第12回改定(平成19年11月改定)による

### 市民のくらし(平成27年)

人口密度	1km <sup>2</sup> あたり	4,666人	税金	市民1人あたり	15.7万円
世帯員数	1世帯平均	2.2人	ごみ	1日あたり	84トン
出生	1日あたり	2.2人	市民病院	入院 1日あたり	333人
転入	1日あたり	13.3人		外来 1日あたり	603人
転出	1日あたり	13.0人	都市公園	市民1人あたり	12.05m <sup>2</sup>
私鉄乗降数	1日あたり	110千人	下水道	普及率	99.9%
バス乗降客	1日あたり	30千人	上水道	市民1人1日あたり 平均給水量	331リットル
市職員	市民 87人に 1人				
医者(従業地)	市民 170人に 1人 (H.26年データ)				

# 防 災 ・ 安 全

## (1) 防 災

### 1. 防災訓練

豊能地区3市2町が締結した「災害時相互応援協定」に基づき、平成28年11月18日に豊能地区3市2町合同防災訓練を豊中市立豊島体育館で実施した。(参加者約339名うち池田市57名)

### 2. 防災啓発

#### ① 自主防災組織防災訓練

実 施 日	場 所	参加人数	自主防災組織名
平成28年5月8日	緑丘小学校	280	鉢塚自主防災隊 梅香園防災委員会 アルビス緑丘自主防災会
平成28年5月22日	豊島野公園	90	天一自主防災会
平成28年5月29日	五月丘小学校	120	アルビス・五月丘団地自治会 自主防災組織 五月丘1丁目自治会自主防災 ・防犯隊 五月丘5丁目自主防災団
平成28年6月11日	石橋南小学校	50	石橋南自治会防災会
平成28年6月26日	ザ・ライオンズ池田敷 地内	130	ザ・ライオンズ池田自主防災 会
平成28年9月4日	荘園会館・第1公園	120	荘園会防災会
平成28年9月24日	池田高校	30	呉服会防災会
平成28年10月2日	西光寺	50	綾羽一丁目地域防災会
平成28年10月9日	ひかり幼稚園	300	神田自主防災会
平成28年10月23日	空港会館	80	空港地域自主防災会
平成28年10月29日	池田小学校	500	建石町自主防災会 城南防災会 大和町防災会 ザ・ライオンズ池田自主防災 会 上1防災会 栄本町地域防災会 槻木町防災会 上2防災会 綾羽自主防災会 新町防災会 城山町自主防災会 菅原町防災会 綾羽一丁目地域防災会

実施日	場所	参加人数	自主防災組織名
平成28年10月30日	呉服小学校	350	宇保・八王寺自主防災隊 呉服南自主防災会 室町自主防災・防犯会 満寿美町自主防災会 姫室町防災会 桃園会防災会
平成28年11月5日	天神会館	50	天神二丁目自主防災会
平成28年11月6日	細郷小学校	350	伏尾台防災・防犯委員会
平成28年11月13日	北豊島小学校	300	新豊島北自治会防災会 北豊島自主防犯防災会 北豊島中学校東地区自治会 荘園会防災会
平成28年11月20日	秦野小学校	200	秦野小学校各自治会 秦野小学校PTA 秦野地域コミュニティ推進協議会等
平成29年1月20日	石橋中学校	100	石橋自主防災会 石橋中学校
平成29年1月22日	ザ・ライオンズ池田敷地内	100	ザ・ライオンズ池田自主防災会
平成29年2月19日	槻木会館	50	槻木町防災会
平成29年3月12日	アルビス緑丘集会所	80	アルビス緑丘自主防災会

※ 訓練内容 「通報訓練」「避難訓練」「水消火器による初期消火訓練」「非常食の炊き出し訓練」「煙体験訓練」「避難所開設、運営訓練」「避難行動要支援者対策訓練」等を実施し、市民の防災意識の高揚を図った。

### ② 地域防災リーダー養成講座

防災意識の啓発により、自助、共助の意識を高め、災害時に命を守るべく、防災講座を平成28年10月27日～平成29年2月22日に開講した。受講者は延べ55名であった。

### ③ 出前防災講座

自主防災組織の設立や市の防災について周知するため、市の担当者が地域に出向き、出前防災講座を池田市市民文化会館、保健福祉総合センター、秦野会館で計3回実施した。受講者は合計80名であった。

## (2) 安全・平和政策の推進について

「安全パトロール隊」による、学校園・保育所等57施設と主要な公園26カ所のパトロールを実施した。

また、市民安全実行委員会を中心に、安全・安心・防犯・青少年非行防止などの施

策を実施した。

- 市民安全街頭キャンペーン（12月11日、12日）（市民安全実行委員会）
- 平和大行進（平和団体等）への支援・激励（メッセージ）を行った。  
（7月7日、15日及び22日実施の3団体）